

答申第 827 号

諮問第 1278 号

件名：別紙を権利濫用の要求と判断した内容が記載されている文書等の不開示
（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 1 月 20 日、同月 22 日から同月 24 日まで、同月 30 日、同月 31 日、同年 2 月 4 日及び同月 10 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 1 月 31 日、同年 2 月 13 日、同月 14 日、同月 19 日及び同月 24 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 別記分類 1（以下「分類 1」という。別記分類 2 以下についても同様とする。）から分類 6 まで及び分類 8 に係る不開示（不存在）決定について

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

イ 分類 7 に係る不開示（不存在）決定について

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

A さんが教育委員会に所属していたとき、又は子育て支援課職員になってから入手している。愛知県教育委員会の開示請求人の権利の濫用事案に関して、開示請求人の個人情報収集する活動の中心的役割を果たしていたので、開示請求に係る文書を管理している。

A さんは、発達障害者支援法上の発達障害者の定義があるとの見解を持っているから、その根拠となる文書を現在も管理している。

A さんは、開示請求人の言動に関して、開示された文書を閲覧に来ていないと主張されたのであるから、所属に異動があったとしても、開示請求に係る文書を管理している。

3 本件異議申立ての併合について

異議申立人は、8 件の不開示決定に対し、それぞれ異議申立てを提起しているが、いずれの異議申立ても、請求内容が類似しており、決定内容も同一で、相互に関連性が深いことから、実施機関は、当該 8 件の異議申立てを併合することとしたものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 分類 1 について

分類 1 に係る開示請求書に添付された「別紙」は、名宛人として「A 様」と記載されたもので、その記載内容から、平成 24 年度以前に愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の職員である当該名宛人に提示された文書と解した。また、当該名宛人は、本件開示請求がなされた時点における愛知県健康福祉部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）の職員であった A（以下「A 職員」という。）と解した。

そこで、分類 1 に係る請求対象文書は、子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、平成 24 年度以前に A 職員に対し提示された「別紙」を教育委員会が権利濫用の要求であると判断した内容が記載されている文書と解した。

イ 分類 2 について

分類 2 に係る開示請求書に記載されている「B」とは、同請求書に添付された平成 23 年 2 月 28 日付け陳述書（乙第 99 号証）（以下「乙第 99 号証」という。）の記載内容から、平成 22 年度当時教育委員会管理部総務課教育企画室（以下「教育企画室」という。）の職員であった B（以下「B 職員」という。）と解した。

そこで、分類 2(1)に係る請求対象文書は、子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、教育委員会職員が収集した行政文書又は個人情報の開示請求者（以下「開示請求者」という。）の発言内容が分かる文書、分類 2(2)に係る請求対象文書は、子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、B 職員が収集した開示請求者の発言内容が分かる文書、分類 2(3)に係る請求対象文書は、子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、B 職員が入手したメールの内容が分かる文書と解した。

ウ 分類 3 について

分類 3 に係る開示請求書に記載されている「C」とは、同請求書に添付された平成 23 年 12 月 22 日付け陳述書（乙第 129 号証）の記載内容

から、平成 23 年度当時教育委員会管理部総務課の職員であった C（以下「C 職員」という。）と解した。

分類 3 に係る請求対象文書は、子育て支援課が取得した文書のうち、C 職員が作成した開示請求者の言動が記載されている文書と解した。

エ 分類 4 について

分類 4(1)に係る請求対象文書は、子育て支援課が取得した文書のうち、教育委員会が平成 19 年度から平成 24 年度までの間に作成した、情報公開窓口職員と教育委員会管理部総務課職員、同部教職員課職員、教育委員会学習教育部義務教育課職員、同部特別支援教育課職員、同部高等学校教育課職員、同部健康学習課職員、同部生涯学習課職員及び同部体育スポーツ課職員（当時。以下「総務課等職員」という。）との間で行われたやり取りにおける発言が記載されている文書と解した。

分類 4(2)に係る請求対象文書は、子育て支援課が取得した文書のうち、総務課等職員が平成 19 年度から平成 24 年度までの間に作成した、情報公開窓口職員の発言が記載されている文書と解した。

分類 4(3)に係る請求対象文書は、子育て支援課が取得した文書のうち、教育委員会学習教育部生涯学習課職員（以下「生涯学習課職員」という。）が平成 19 年度から平成 24 年度までの間に作成した、情報公開窓口職員の発言が記載されている文書であって、生涯学習課職員の氏名が分かる文書と解した。

分類 4(4)に係る請求対象文書は、子育て支援課が取得した文書のうち、生涯学習課職員が平成 19 年度から平成 24 年度までの間に作成した、情報公開窓口職員の発言が記載されている文書であって、情報公開窓口職員の氏名が分かる文書と解した。

分類 4(5)に係る請求対象文書は、子育て支援課が取得した文書のうち、平成 19 年度から平成 24 年度までの間に生涯学習課職員が作成した、情報公開窓口職員の発言が記載されている文書であって、発言内容を情報公開窓口職員に確認したものと解した。

分類 4(6)に係る請求対象文書は、開示請求書に添付された平成 22 年 12 月 13 日付け陳述書（乙第 77 号証）（以下「乙第 77 号証」という。）の記載内容から、子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、教育委員会職員に対する開示請求者の言動が記載されている文書と解した。

分類 4(7)に係る開示請求書に記載されている「愛知県教育委員会職員の B さんと同じ権限（裁量）を有する」とは、分類 4(6)に係る開示請求書に添付された乙第 77 号証及び分類 2 に係る開示請求書に添付された乙第 99 号証に記載のある、教育委員会職員が教育委員会の情報公開窓口として開示請求者との対応及び教育委員会事務局各課からの情報収集、その取りまとめ等の事務を指すと解した。そこで、分類 4(7)に係る請求

対象文書は、子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、情報公開窓口として開示請求者との対応、健康福祉部内各課からの情報収集及びその取りまとめ等の業務を行っている子育て支援課の職員の氏名が記載されている文書と解した。

オ 分類 5 について

分類 5 に係る開示請求書に記載されている「D」とは、同請求書に添付された平成 24 年 6 月 13 日付け陳述書（乙第 211 号証）の記載内容から、平成 24 年度当時教育委員会管理部教職員課の職員であった D（以下「D 職員」という。）と解した。

そこで、分類 5(1)に係る請求対象文書は、子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、教育委員会と教育委員会が当事者となった裁判の原告との間におけるやり取りの際、当該原告の発言について、教育委員会に報告した者の氏名が分かる文書であると解した。

また、分類 5(2)に係る請求対象文書は、子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、D 職員が主張した肖像権の内容が分かる文書と解した。

カ 分類 6 について

分類 6(1)に係る開示請求書に添付されていた平成 22 年 1 月 29 日付け 21 教職第 995 号の不開示決定通知書が教育委員会により作成された文書であることから、分類 6(1)に係る請求対象文書は、子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、教育委員会職員と開示請求者が面談した際の開示請求者の言動の内容及び面談した教育委員会職員の氏名が分かる文書と解した。

分類 6(2)に係る請求対象文書は、平成 19 年度から分類 6(2)に係る開示請求がなされた平成 26 年 1 月 31 日までの間に子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、開示請求者の相談に応じて教育委員会職員が窓口での的確な対応をしたことが記載されている文書と解した。

分類 6(3)に係る請求対象文書は、平成 19 年度から分類 6(3)に係る開示請求がなされた平成 26 年 1 月 31 日までの間に子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、開示請求者の求めに応じて教育委員会職員が行政文書開示請求に必要な情報提供を行ったことが記載されている文書と解した。

分類 6(4)に係る請求対象文書は、子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、A 職員が管理する行政文書開示決定通知書の開示を実施する日時の変更を示す文書と解した。

分類 6(5)に係る請求対象文書は、平成 19 年度から分類 6(5)に係る開示請求がなされた平成 26 年 1 月 31 日までの間に子育て支援課が取得した文書のうち、教育委員会が作成した処分基準について記載されている文書と解した。

分類 6(6)に係る請求対象文書は、平成 19 年度から分類 6(6)に係る開示請求がなされた平成 26 年 1 月 31 日までの間に子育て支援課が取得した文書のうち、教育委員会が作成した不利益処分をする場合の手続について記載されている文書と解した。

分類 6(7)に係る請求対象文書は、平成 19 年度から分類 6(7)に係る開示請求がなされた平成 26 年 1 月 31 日までの間に子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、条例第 6 条第 2 項に基づき相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず補正されなかったため、愛知県行政手続条例（平成 7 年愛知県条例第 28 号）第 7 条を適用し、不開示決定をした事務の内容が分かる文書と解した。

キ 分類 7 について

分類 7(1)に係る開示請求書に記載されている「E」とは、同請求書に添付された平成 24 年 6 月 14 日付け陳述書（乙第 210 号証）の記載内容から、平成 24 年度当時教育企画室の職員であった E（以下「E 職員」という。）と解した。

そこで、分類 7(1)に係る請求対象文書は、子育て支援課が取得した文書のうち、教育委員会が作成した、教育委員会が開示請求に対し開示又は一部開示決定をした行政文書で、開示請求者が閲覧していないと E 職員が確認したものの名称が記載されている文書と解した。

分類 7(2)に係る開示請求書に記載されている「F」は、同請求書に添付された平成 23 年 12 月 22 日付け陳述書（乙第 138 号証）の記載内容から、平成 23 年度当時愛知県立春日台養護学校（当時。以下「春日台養護学校」という。）の職員であった F（以下「F 職員」という。）と解した。そこで、分類 7(2)に係る請求対象文書は、平成 19 年度から分類 7(2)に係る開示請求がなされた日である平成 26 年 2 月 5 日までの間に子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、F 職員が教育委員会に報告した開示請求者の言動の内容が記載されている文書と解した。

分類 7(3)に係る請求対象文書は、子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、平成 19 年度から分類 7(3)に係る開示請求がなされた日である平成 26 年 2 月 5 日までの間の春日台養護学校における行政文書の管理等に関する文書と解した。

分類 7(4)に係る請求対象文書は、子育て支援課が取得した文書のうち、教育委員会が平成 19 年度から分類 7(4)に係る開示請求がなされた日である平成 26 年 2 月 5 日までの間に作成した、教育委員会が開示請求者と開示決定等に係る行政文書の開示を実施する日時について協議をしない方針が記載されている文書と解した。

分類 7(5)に係る請求対象文書は、子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、平成 19 年度から分類 7(5)に係る開示請求がなされた平成 26

年 2 月 5 日までの間の、教育委員会職員が認識している、開示請求者が閲覧に来ていない行政文書名が分かる文書と解した。

分類 7(6)に係る請求対象文書は、平成 19 年度から分類 7(6)に係る開示請求がなされた日である平成 26 年 2 月 5 日までの間に子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、A 職員が開示請求者の言動について教育委員会に報告した文書と解した。

ク 分類 8 について

分類 8(1)に係る請求対象文書は、平成 24 年度から分類 8(1)に係る開示請求のあった平成 26 年 2 月 10 日までの間に子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、子育て支援課職員が個人として入手したメモを行政文書とするか否かについての判断基準が記載されている文書と解した。

分類 8(2)に係る請求対象文書は、平成 22 年度から分類 8(2)に係る開示請求のあった平成 26 年 2 月 10 日までの間に子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、愛知県における女性職員の職務遂行能力に関する判断基準が記載されている文書と解した。

分類 8(3)に係る請求対象文書は、平成 22 年度から分類 8(3)に係る開示請求のあった平成 26 年 2 月 10 日までの間に子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、女性の社会参加に関する事例研究について記載されている文書と解した。

分類 8(4)に係る請求対象文書は、平成 22 年度から分類 8(4)に係る開示請求のあった平成 26 年 2 月 10 日までの間に子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、ジェンダーの不平等問題が記載されている文書と解した。

分類 8(5)に係る開示請求書に記載されている「第三者照会」は、開示請求に係る行政文書に開示請求者以外の個人又は法人、国、独立行政法人、愛知県以外の他の地方公共団体、地方独立行政法人等に関する情報が記載されている場合に開示決定等を行うに当たり、前記の開示請求者以外の個人等に意見書を提出する機会を与える手続である第三者意見照会であると解した。

そこで、分類 8(5)に係る請求対象文書は、平成 22 年度から分類 8(5)に係る開示請求のあった平成 26 年 2 月 10 日までの間に子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、名古屋市、豊田市及び岡崎市に関する情報が開示請求された場合に開示決定等をするに当たり、三市に対し意見書を提出する機会を与える手続である第三者意見照会に係る文書及びそれに対する回答文書と解した。

分類 8(6)に係る請求対象文書は、平成 22 年度から分類 8(6)に係る開示請求のなされた平成 26 年 2 月 10 日までの間に子育て支援課が作成又は取得した文書のうち、女性の社会参加を促進するための法制度及びそ

の実施状況が記載されている文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 分類 1 について

分類 1 に係る請求対象文書は、別紙の作成者と教育委員会との間でやり取りが行われた事案に関するものであるため、子育て支援課では作成又は取得する必要がない。

なお、仮に教育委員会から当該別紙に係る内容について子育て支援課に通知又は依頼等があれば、文書を取得又は作成する可能性もあるが、当該別紙の内容に関して、教育委員会から通知等を受けたことはない。

また、別紙の作成者と教育委員会との間における事案について、A 職員が教育委員会在籍時にこの事案に関わっていた場合でも、この事案とは関係のない所属へ異動した場合、当該請求対象文書を異動先に持ち出す必要はなく、また、現に A 職員は、教育委員会から行政文書を持ち出しておらず、子育て支援課としても別紙の作成者と教育委員会との間でやり取りが行われた事案に関する文書を管理することもない。

したがって、分類 1 に係る請求対象文書を子育て支援課において、作成又は取得していない。

念のため、子育て支援課において、当該文書の有無を探索したが、存在しなかった。

イ 分類 2、分類 3、分類 4(1)から(6)まで、分類 5(1)、分類 6(1)から(6)まで及び分類 7(1)から(5)までについて

分類 2、分類 3、分類 4(1)から(6)まで、分類 5(1)、分類 6(1)から(6)まで及び分類 7(1)から(5)までに係る請求対象文書については、いずれも開示請求者と教育委員会との間で行われた事案に関するものである。

子育て支援課は、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号。以下「組織規則」という。）第 1 条及び第 8 条第 8 項（当時）により、知事の権限に属する事務を処理するための組織に位置付けられ、教育委員会が所管する事務を行っていない。したがって、子育て支援課は分類 2、分類 3、分類 4(1)から(6)まで、分類 5(1)、分類 6(1)から(6)まで及び分類 7(1)から(5)までに係る請求対象文書を作成又は取得していない。

なお、仮に教育委員会から当該開示請求に係る内容について子育て支援課に対し通知又は依頼等があれば、文書を取得又は作成する可能性もあるが、当該開示請求の内容に関する事務について、教育委員会から通知等を受けたことはない。

念のため、子育て支援課において、当該文書の有無を探索したが、存在しなかった。

ウ 分類 4(7)について

子育て支援課における行政文書又は個人情報の開示に係る事務手続に

については、愛知県情報公開事務取扱要領（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 広報第 98 号県民生活部長通知）又は愛知県個人情報保護事務取扱要領（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 広報第 1021 号県民生活部長通知）に基づき実施している。

実務において、開示請求者との初動面談等によるやり取りは、開示請求に係る行政文書等の内容に応じ、そのとき対応可能な職員が個々に行い、具体的な業務に関する開示請求については、それぞれの担当で対応しており、原則として職員各人が対応することとしている。なお、それを明記した文書は存在しておらず、課内の運用で対応している。また、子育て支援課においては、B 職員のように情報公開の関係で他課室から情報を収集して取りまとめるような事務を行っていない。

したがって、分類 4(7)に係る請求対象文書を作成又は取得していない。

念のため、子育て支援課において、当該文書の有無を探索したが、存在しなかった。

エ 分類 5(2)について

子育て支援課がつかさどる事務は、組織規則第 8 条第 8 項（当時）に、児童の保育及び健全育成に関すること、児童手当に関すること（職員厚生課の事務分掌事項を除く。）並びに少子化対策の総合的な調整に関することと規定されており、子育て支援課がつかさどる事務に肖像権に関連する記載はなく、実務上においても肖像権についての解釈等が必要となることはない。

したがって、子育て支援課は、分類 5(2)に係る請求対象文書を作成又は取得していない。

念のため、子育て支援課において、当該文書の有無を探索したが、存在しなかった。

オ 分類 6(7)について

条例及び愛知県行政手続条例に基づき、行政文書の補正を求めたにもかかわらず補正されなかったため、行政文書不開示決定処分が行われたことに関する事務については、条例第 6 条第 2 項により、開示請求書に形式上の不備があるときは、相当の期間を定めてその補正を行うことができ、また、愛知県行政手続条例第 7 条により、申請の形式上の要件に適合しない申請については、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めることとされ、愛知県情報公開条例解釈運用基準（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 広報第 98 号県民生活部長通知。以下「解釈運用基準」という。）のうち、条例第 6 条関係においては、相当の期間を定めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、その開示請求は拒否されることになるものとされている。

しかし、子育て支援課においては、開示請求者が補正の求めに応じな

かったことを理由として行政文書不開示決定処分を行ったことはない。
したがって、子育て支援課は、分類 6(7)に係る請求対象文書を作成又は
取得していない。

念のため、子育て支援課において、当該文書の有無を探索したが、存
在しなかった。

カ 分類 7(6)について

A 職員が子育て支援課に在籍した平成 25 年度においては、分類 7(6)
に係る開示請求のあった時点で A 職員が開示請求者の言動を教育委員会
に報告したことはないため、分類 7(6)に係る請求対象文書を作成又は取
得していない。

また、平成 19 年度から平成 24 年度までの間に係るものについても、
子育て支援課において教育委員会から当該文書を取得していない。

なお、開示請求者と教育委員会との間における事案について、A 職員
が教育委員会在籍時に関わっていた場合でも、当該文書を異動先に持ち
出す必要はなく、また、現に A 職員は、教育委員会から行政文書を持ち
出しておらず、子育て支援課としても開示請求者と教育委員会との間で
やり取りが行われた事案に関する文書を管理することもない。

念のため、子育て支援課において、当該文書の有無を探索したが、存
在しなかった。

キ 分類 8 について

分類 8(1)について、行政文書とは、条例第 2 条第 2 項の規定により、
実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書・電磁的記録であって、
実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が管理しているも
のとされ、愛知県行政文書管理規程（平成 16 年愛知県訓令第 4 号）第 5
条により行政文書の種類が規定されている。また、解釈運用基準のうち、
条例第 2 条第 2 号関係においては、行政文書の解釈等が記載されている。

そのため、子育て支援課において職員が個人として入手したメモを行
政文書とするかどうかについて判断する場合、条例、解釈運用基準等に
基づき、その利用、保存等の状態により個々に判断している。したがっ
て、子育て支援課は、分類 8(1)に係る請求対象文書を作成又は取得して
いない。

分類 8(2)について、子育て支援課がつかさどる事務は、前記エのと
おり、組織規則第 8 条第 8 項（当時）において、児童の保育及び健全育成
に関すること、児童手当に関すること（職員厚生課の事務分掌事項を除
く。）並びに少子化対策の総合的な調整に関することと規定されている。
そのため、愛知県における女性職員の職務遂行に係る事務を所管してお
らず、女性の職務遂行能力の基準を作成することはない。なお、職員の
人事に関する事務をつかさどる愛知県総務部人事担当局人事課（当時）

からもそのような行政文書を取得していない。

したがって、子育て支援課は、分類 8(2)に係る請求対象文書を作成又は取得していない。

また、分類 8(3)、(4)及び(6)について、子育て支援課の事務としては、子育て支援のための各種事業の実施を主としており、女性の社会参加やジェンダーの不平等問題等に係る事務については、所管していない。

したがって、子育て支援課は、分類 8(3)、(4)及び(6)に係る請求対象文書を作成又は取得していない。

念のため、子育て支援課において、当該文書の有無を探索したが、存在しなかった。

分類 8(5)について、子育て支援課は、名古屋市、豊田市及び岡崎市に対して第三者意見照会を行ったことはない。

したがって、子育て支援課は、分類 8(5)に係る請求対象文書を作成又は取得していない。

念のため、当該文書の有無を子育て支援課で探索したが、存在しなかった。

- (3) 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不開示（不存在）決定をしたものである。

5 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 分類 1 について

実施機関によると、分類 1 に係る請求対象文書は、分類 1 に係る開示請求書に添付されていた別紙の作成者と教育委員会との間でやり取りが

行われた事案に関するものであるため、子育て支援課では作成又は取得する必要はなく、当該別紙の内容に関して教育委員会から通知等を受けたこともないとのことである。

分類 1 に係る請求対象文書は、別紙の作成者と教育委員会との間でやり取りが行われた事案に関するものであることからすれば、分類 1 に係る請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 分類 2、分類 3、分類 4(1)から(6)まで、分類 5(1)、分類 6(1)から(6)まで及び分類 7(1)から(5)までについて

実施機関によると、子育て支援課は、組織規則第 1 条及び第 8 条第 8 項（当時）により、知事の権限に属する事務を処理するための組織に位置付けられ、教育委員会が所管する事務を行っていないとのことである。

また、分類 2、分類 3、分類 4(1)から(6)まで、分類 5(1)、分類 6(1)から(6)まで及び分類 7(1)から(5)までに係る開示請求の内容に関する事務について、教育委員会から通知等を受けたこともないとのことである。

子育て支援課が知事の権限に属する事務を処理するための組織に位置付けられ、当該開示請求の内容に関する事務について、教育委員会から通知等を受けたことがないのであれば、分類 2、分類 3、分類 4(1)から(6)まで、分類 5(1)、分類 6(1)から(6)まで及び分類 7(1)から(5)までに係る請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 分類 4(7)について

実施機関によると、開示請求者とのやり取りは、開示請求に係る行政文書等の内容に応じ、そのとき対応可能な職員が個々に行い、具体的な業務に関する開示請求については、それぞれの担当で対応しているとのことである。

また、子育て支援課においては、B 職員のように情報公開の関係で他課室から情報を収集して取りまとめるような事務を行っていないとのことである。

子育て支援課において、開示請求者とのやり取りは、開示請求に係る行政文書等の内容に応じ、そのとき対応可能な職員が個々に行い、情報公開の関係で他課室から情報を収集して取りまとめるような事務を行っていないのであれば、分類 4(7)に係る請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

エ 分類 5(2)について

実施機関によると、子育て支援課がつかさどる事務は、組織規則第 8 条第 8 項（当時）において、児童の保育及び健全育成に関すること、児童手当に関すること（職員厚生課の事務分掌事項を除く。）並びに少子化対策の総合的な調整に関することと規定されており、肖像権に関連する記載はなく、実務上においても肖像権についての解釈等が必要となることはないとのことである。

子育て支援課において、肖像権に関連する事務を所管しておらず、実務上においても肖像権についての解釈等が必要となることはないのであれば、分類 5(2)に係る請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

オ 分類 6(7)について

実施機関によると、子育て支援課においては、開示請求者が補正の求めに応じなかったことを理由として行政文書不開示決定処分を行ったことはないとのことである。

子育て支援課において、開示請求者が補正の求めに応じなかったことを理由に行政文書不開示決定処分を行ったことがないのであれば、分類 6(7)に係る請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

カ 分類 7(6)について

実施機関によると、A 職員が子育て支援課に在籍した平成 25 年度においては、A 職員が開示請求者の言動を教育委員会に報告したことはなく、また、平成 19 年度から平成 24 年度までの間においても、子育て支援課において教育委員会から当該請求対象文書を取得していないとのことである。

A 職員が子育て支援課に在籍した平成 25 年度において、開示請求者の言動を教育委員会に報告したことがなく、平成 19 年度から平成 24 年度までの間においても、子育て支援課において教育委員会から当該文書を取得していないのであれば、分類 7(6)に係る請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

キ 分類 8(1)について

実施機関によると、子育て支援課において職員が個人として入手したメモを行政文書とするかどうかについて判断する場合は、条例、解釈運用基準等に基づき、その利用、保存等の状態により個々に判断しているとのことである。

条例の行政文書の解釈が解釈運用基準に記載されていることからすれ

ば、個人として入手した文書が行政文書に当たるか否かについて、条例、解釈運用基準等に基づき判断しており、分類 8(1)に係る請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ク 分類 8(2)から(4)まで及び(6)について

実施機関によると、子育て支援課がつかさどる事務は、組織規則第 8 条第 8 項（当時）において、児童の保育及び健全育成に関すること、児童手当に関すること（職員厚生課の事務分掌事項を除く。）並びに少子化対策の総合的な調整に関することと規定されており、愛知県における女性職員の職務遂行、女性の社会参加及びジェンダーの不平等問題に係る事務を所管していないとのことである。

子育て支援課において、愛知県における女性職員の職務遂行、女性の社会参加及びジェンダーの不平等問題に係る事務を所管していないのであれば、分類 8(2)から(4)まで及び(6)に係る請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ケ 分類 8(5)について

実施機関によると、子育て支援課は、名古屋市、豊田市及び岡崎市に対して第三者意見照会を行ったことはないとのことである。

子育て支援課において、名古屋市、豊田市及び岡崎市に対して第三者意見照会を行ったことがないのであれば、分類 8(5)に係る請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

コ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

子育て支援課に対する開示請求

分類 1（平成 26 年 1 月 31 日付け 25 子支第 776 号による行政文書不開示決定）

別紙「A 様」を権利濫用の要求と判断した内容が記載されている文書

分類 2（平成 26 年 1 月 31 日付け 25 子支第 777 号による行政文書不開示決定）

平成 22 年（行ウ）第 a 号 行政文書不開示決定処分取消請求事件 B さんが作成した陳述書からの開示請求

(1) 教育委員会各職員が収集した開示請求人の発言がわかる文書

(2) B さんが収集した開示請求人の発言がわかる文書

(3) B さんが入手したメールの内容がわかる文書

(B さんが作成した陳述書を添付する)

分類 3（平成 26 年 1 月 31 日付け 25 子支第 778 号による行政文書不開示決定）

C さんが作成した開示請求人の言動が記載されている文書（参考として C が作成した陳述書の一部を添付する）

分類 4（平成 26 年 1 月 31 日付け 25 子支第 779 号による行政文書不開示決定）

(1)①ア 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の総務課職員との発言が記載されている文書 平成 24 年度

イ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の総務課職員との発言が記載されている文書 平成 23 年度

ウ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の総務課職員との発言が記載されている文書 平成 22 年度

エ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の総務課職員との発言が記載されている文書 平成 21 年度

オ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の総務課職員との発言が記載されている文書 平成 20 年度

カ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の総務課職員との発言が記載されている文書 平成 19 年度

②ア 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の義務教育課職員との発言が記載されている文書 平成 24 年度

イ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の義務教育課職

- 員との発言が記載されている文書 平成 23 年度
- ウ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の義務教育課職員との発言が記載されている文書 平成 22 年度
- エ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の義務教育課職員との発言が記載されている文書 平成 21 年度
- オ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の義務教育課職員との発言が記載されている文書 平成 20 年度
- カ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の義務教育課職員との発言が記載されている文書 平成 19 年度
- ③ア 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の特別支援教育課職員との発言が記載されている文書 平成 24 年度
- イ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の特別支援教育課職員との発言が記載されている文書 平成 23 年度
- ウ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の特別支援教育課職員との発言が記載されている文書 平成 22 年度
- エ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の特別支援教育課職員との発言が記載されている文書 平成 21 年度
- オ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の特別支援教育課職員との発言が記載されている文書 平成 20 年度
- カ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の特別支援教育課職員との発言が記載されている文書 平成 19 年度
- ④ア 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の教職員課職員との発言が記載されている文書 平成 24 年度
- イ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の教職員課職員との発言が記載されている文書 平成 23 年度
- ウ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の教職員課職員との発言が記載されている文書 平成 22 年度
- エ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の教職員課職員との発言が記載されている文書 平成 21 年度
- オ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の教職員課職員との発言が記載されている文書 平成 20 年度
- カ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の教職員課職員との発言が記載されている文書 平成 19 年度
- ⑤ア 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の高等学校教育課職員との発言が記載されている文書 平成 24 年度
- イ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の高等学校教育課職員との発言が記載されている文書 平成 23 年度
- ウ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の高等学校教育

- 課職員との発言が記載されている文書 平成 22 年度
- エ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の高等学校教育
課職員との発言が記載されている文書 平成 21 年度
- オ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の高等学校教育
課職員との発言が記載されている文書 平成 20 年度
- カ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の高等学校教育
課職員との発言が記載されている文書 平成 19 年度
- ⑥ア 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の健康学習課職
員との発言が記載されている文書 平成 24 年度
- イ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の健康学習課職
員との発言が記載されている文書 平成 23 年度
- ウ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の健康学習課職
員との発言が記載されている文書 平成 22 年度
- エ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の健康学習課職
員との発言が記載されている文書 平成 21 年度
- オ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の健康学習課職
員との発言が記載されている文書 平成 20 年度
- カ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の健康学習課職
員との発言が記載されている文書 平成 19 年度
- ⑦ア 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の生涯学習課職
員との発言が記載されている文書 平成 24 年度
- イ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の生涯学習課職
員との発言が記載されている文書 平成 23 年度
- ウ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の生涯学習課職
員との発言が記載されている文書 平成 22 年度
- エ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の生涯学習課職
員との発言が記載されている文書 平成 21 年度
- オ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の生涯学習課職
員との発言が記載されている文書 平成 20 年度
- カ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の生涯学習課職
員との発言が記載されている文書 平成 19 年度
- ⑧ア 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の体育スポーツ
課職員との発言が記載されている文書 平成 24 年度
- イ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の体育スポーツ
課職員との発言が記載されている文書 平成 23 年度
- ウ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の体育スポーツ
課職員との発言が記載されている文書 平成 22 年度
- エ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の体育スポーツ

- 課職員との発言が記載されている文書 平成 21 年度
- オ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の体育スポーツ
課職員との発言が記載されている文書 平成 20 年度
- カ 愛知県教育委員会が作成した情報公開窓口職員の体育スポーツ
課職員との発言が記載されている文書 平成 19 年度
- (2)①ア 愛知県教育委員会総務課職員が作成した情報公開窓口職員の発
言が記載されている文書 平成 24 年度
- イ 愛知県教育委員会総務課職員が作成した情報公開窓口職員の発
言が記載されている文書 平成 23 年度
- ウ 愛知県教育委員会総務課職員が作成した情報公開窓口職員の発
言が記載されている文書 平成 22 年度
- エ 愛知県教育委員会総務課職員が作成した情報公開窓口職員の発
言が記載されている文書 平成 21 年度
- オ 愛知県教育委員会総務課職員が作成した情報公開窓口職員の発
言が記載されている文書 平成 20 年度
- カ 愛知県教育委員会総務課職員が作成した情報公開窓口職員の発
言が記載されている文書 平成 19 年度
- ②ア 愛知県教育委員会義務教育課職員が作成した情報公開窓口職員
の発言が記載されている文書 平成 24 年度
- イ 愛知県教育委員会義務教育課職員が作成した情報公開窓口職員
の発言が記載されている文書 平成 23 年度
- ウ 愛知県教育委員会義務教育課職員が作成した情報公開窓口職員
の発言が記載されている文書 平成 22 年度
- エ 愛知県教育委員会義務教育課職員が作成した情報公開窓口職員
の発言が記載されている文書 平成 21 年度
- オ 愛知県教育委員会義務教育課職員が作成した情報公開窓口職員
の発言が記載されている文書 平成 20 年度
- カ 愛知県教育委員会義務教育課職員が作成した情報公開窓口職員
の発言が記載されている文書 平成 19 年度
- ③ア 愛知県教育委員会特別支援教育課職員が作成した情報公開窓口
職員の発言が記載されている文書 平成 24 年度
- イ 愛知県教育委員会特別支援教育課職員が作成した情報公開窓口
職員の発言が記載されている文書 平成 23 年度
- ウ 愛知県教育委員会特別支援教育課職員が作成した情報公開窓口
職員の発言が記載されている文書 平成 22 年度
- エ 愛知県教育委員会特別支援教育課職員が作成した情報公開窓口
職員の発言が記載されている文書 平成 21 年度
- オ 愛知県教育委員会特別支援教育課職員が作成した情報公開窓口

- 職員の発言が記載されている文書 平成 20 年度
- カ 愛知県教育委員会特別支援教育課職員が作成した情報公開窓口
職員の発言が記載されている文書 平成 19 年度
- ④ア 愛知県教育委員会教職員課職員が作成した情報公開窓口職員の
発言が記載されている文書 平成 24 年度
- イ 愛知県教育委員会教職員課職員が作成した情報公開窓口職員の
発言が記載されている文書 平成 23 年度
- ウ 愛知県教育委員会教職員課職員が作成した情報公開窓口職員の
発言が記載されている文書 平成 22 年度
- エ 愛知県教育委員会教職員課職員が作成した情報公開窓口職員の
発言が記載されている文書 平成 21 年度
- オ 愛知県教育委員会教職員課職員が作成した情報公開窓口職員の
発言が記載されている文書 平成 20 年度
- カ 愛知県教育委員会教職員課職員が作成した情報公開窓口職員の
発言が記載されている文書 平成 19 年度
- ⑤ア 愛知県教育委員会高等学校教育課職員が作成した情報公開窓口
職員の発言が記載されている文書 平成 24 年度
- イ 愛知県教育委員会高等学校教育課職員が作成した情報公開窓口
職員の発言が記載されている文書 平成 23 年度
- ウ 愛知県教育委員会高等学校教育課職員が作成した情報公開窓口
職員の発言が記載されている文書 平成 22 年度
- エ 愛知県教育委員会高等学校教育課職員が作成した情報公開窓口
職員の発言が記載されている文書 平成 21 年度
- オ 愛知県教育委員会高等学校教育課職員が作成した情報公開窓口
職員の発言が記載されている文書 平成 20 年度
- カ 愛知県教育委員会高等学校教育課職員が作成した情報公開窓口
職員の発言が記載されている文書 平成 19 年度
- ⑥ア 愛知県教育委員会健康学習課職員が作成した情報公開窓口職員
の発言が記載されている文書 平成 24 年度
- イ 愛知県教育委員会健康学習課職員が作成した情報公開窓口職員
の発言が記載されている文書 平成 23 年度
- ウ 愛知県教育委員会健康学習課職員が作成した情報公開窓口職員
の発言が記載されている文書 平成 22 年度
- エ 愛知県教育委員会健康学習課職員が作成した情報公開窓口職員
の発言が記載されている文書 平成 21 年度
- オ 愛知県教育委員会健康学習課職員が作成した情報公開窓口職員
の発言が記載されている文書 平成 20 年度
- カ 愛知県教育委員会健康学習課職員が作成した情報公開窓口職員

- の発言が記載されている文書 平成 19 年度
- ⑦ア 愛知県教育委員会生涯学習課職員が作成した情報公開窓口職員の発言が記載されている文書 平成 24 年度
- イ 愛知県教育委員会生涯学習課職員が作成した情報公開窓口職員の発言が記載されている文書 平成 23 年度
- ウ 愛知県教育委員会生涯学習課職員が作成した情報公開窓口職員の発言が記載されている文書 平成 22 年度
- エ 愛知県教育委員会生涯学習課職員が作成した情報公開窓口職員の発言が記載されている文書 平成 21 年度
- オ 愛知県教育委員会生涯学習課職員が作成した情報公開窓口職員の発言が記載されている文書 平成 20 年度
- カ 愛知県教育委員会生涯学習課職員が作成した情報公開窓口職員の発言が記載されている文書 平成 19 年度
- ⑧ア 愛知県教育委員会体育スポーツ課職員が作成した情報公開窓口職員の発言が記載されている文書 平成 24 年度
- イ 愛知県教育委員会体育スポーツ課職員が作成した情報公開窓口職員の発言が記載されている文書 平成 23 年度
- ウ 愛知県教育委員会体育スポーツ課職員が作成した情報公開窓口職員の発言が記載されている文書 平成 22 年度
- エ 愛知県教育委員会体育スポーツ課職員が作成した情報公開窓口職員の発言が記載されている文書 平成 21 年度
- オ 愛知県教育委員会体育スポーツ課職員が作成した情報公開窓口職員の発言が記載されている文書 平成 20 年度
- カ 愛知県教育委員会体育スポーツ課職員が作成した情報公開窓口職員の発言が記載されている文書 平成 19 年度
- (3) 愛知県教育委員会生涯学習課職員が作成した情報公開窓口職員の発言が記載されている文書のうち、生涯学習課職員氏名がわかるもの 平成 19 年度～平成 24 年度
- (4) 愛知県教育委員会生涯学習課職員が作成した情報公開窓口職員の発言が記載されている文書のうち、情報公開窓口職員氏名がわかるもの 平成 19 年度～平成 24 年度
- (5) 愛知県教育委員会生涯学習課職員が作成した情報公開窓口職員の発言が記載されている文書のうち、情報公開窓口職員に内容を確認したもの 平成 19 年度～平成 24 年度
- (6) 開示請求人の言動が記載されている文書（別紙陳述書(1)平成 22 年 12 月 13 日作成に記載されている内容に関する開示請求）
- (7) 愛知県教育委員会職員の B さんと同じ権限（裁量）を有する子育て支援課職員氏名がわかる文書（個人情報と収集に関する分のみ）

分類 5（平成 26 年 2 月 13 日付け 25 子支第 810 号による行政文書不開示決定）

- (1) D さんが作成した乙第 211 号証平成 24 年 6 月 13 日付陳述書に記載の「原告の発言」を教育委員会に報告した者の氏名がわかる文書
- (2) D さんが主張した肖像権の内容がわかる文書
(D さんが作成した陳述書を添付する)

分類 6（平成 26 年 2 月 14 日付け 25 子支第 819 号による行政文書不開示決定）

- (1) 開示請求人の言動の内容及び開示請求人と面談した者の氏名がわかる文書（平成 22 年 1 月 29 日 21 教職 995 号に関する分のみ 該当の不開示決定通知書を添付する）
- (2) 開示請求人からの相談に応じて、適切なアドバイスや必要な情報提供等の窓口での確な対応したことが記載されている文書（愛知県教育委員会に関する分のみ 愛知県行政手続条例第 7 条に関する開示請求） H19 年度～H25 年度
- (3) 開示請求人の求めに応じ、開示請求書の記載及び添付書類に関する事項、その他の申請に必要な情報を提供したことが記載されている文書（愛知県教育委員会に関する分のみ 愛知県行政手続条例第 9 条に関する開示請求） H19 年度～H25 年度
- (4) 開示日について、担当者の都合を優先させ、開示請求人の都合を無視する方法を採用する事務をしている事例（A さんが管理するもの 愛知県教育委員会特別支援教育課が作成した通知を添付する） H19 年度～H25 年度
- (5) 愛知県教育委員会が作成した「処分基準」 H19 年度～H25 年度
- (6) 愛知県教育委員会が作成した不利益処分をしようとする場合の手続
- (7) 愛知県行政手続条例第 7 条を適用した不開示決定処分に係る事務の内容がわかる文書 H19 年度～H25 年度

分類 7（平成 26 年 2 月 19 日付け 25 子支第 823 号による行政文書不開示決定）

- (1) 愛知県教育委員会が作成した開示請求人が閲覧していない行政文書名が記載されている文書（E さんが確認したもの 参考として E さんが作成した陳述書を添付する）
- (2) 別紙陳述人 F さんが報告した開示請求人の言動が記載されている文書 H19 年度～H25 年度
- (3) 春日台養護学校での行政文書管理に関する規則等（行政文書の分類

基準、管理方法、行政文書名の記載のある文書を含む) H19 年度～H25 年度

- (4) 愛知県教育委員会が開示請求人と閲覧日の協議をしない方針が記載されている文書 H19 年度～H25 年度
- (5) 愛知県教育委員会職員が認識している開示請求人が閲覧しに来ていない行政文書名がわかる文書 H19 年度～H25 年度
- (6) A さんが開示請求人の言動について愛知県教育委員会に報告した文書 H19 年度～H25 年度

分類 8 (平成 26 年 2 月 24 日付け 25 子支第 846 号による行政文書不開示決定)

- (1) 個人として入手したメモを行政文書にするかしないかの判断基準が記載されている文書 H24 年度 H25 年度
- (2) 女性職員の職務遂行能力の基準が記載されている文書 H22 年度～H25 年度
- (3) 女性の社会参加に関するケーススタディ (事例研究) が記載されている文書 H22 年度～H25 年度
- (4) ジェンダーの不平等問題が記載されている文書 平成 22 年度～H25 年度
- (5) 名古屋市、豊田市、岡崎市に対する第三者照会の文書及びそれに対する回答文書 H22 年度～H25 年度
- (6) 女性の社会参加を促進するための法制度及びその実施状況が記載されている文書 H22 年度～H25 年度

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 5. 1	諮問
28. 2. 8	実施機関から不開示理由説明書を受理
28. 2. 10	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 2. 15 (第 481 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 9. 23 (第 500 回 審査会)	審議
29. 4. 10 (第 517 回 審査会)	審議
29. 6. 8	答申